農地法第18条第6項の規定による通知書について

◎ 農地法第18条第6項の規定による通知書とは

農業委員会の許可または手続きを経て、正式に賃貸借を行っている場合は、 この通知書を提出し正式に解約しないと、耕作者以外との売買や贈与、賃貸借 等の農業委員会の許可を受けることはできません。

※ 売買等の許可の申請と同時にこの通知書を提出して問題ありません。

$\overline{}$	ヹ	-	₱ 米呂
(\bigcirc)	流1	l ∖ I ≡	三千日
	WIN I	LUF	ᆿᆽ

山 通知書1部	
□ 合意書2部	
□ 委任状(代理人が提出する場合)	
□ 同意書(耕作者が死亡した場合、又は所有者が死亡して相続登記が未了の場	合)

※この通知者は農業委員会の総会へ報告した後、通知書のコピーと農地賃貸借 解約合意書の原本を貸人借人双方へ郵送により返却いたします。

この通知書は平成21年12月15日から法律改正により、農地法第20条第6項の規定による通知書から農地法第18条第6項の規定による通知書へ名称が変わりました。